

会 議 議 事 録

1 会議名	第1回長岡市入札監視委員会
2 開催日時	令和7年5月8日（木曜日） 午前10時から正午
3 開催場所	まちなかキャンパス長岡 3階 302会議室
4 出席者名	(委 員) 細貝委員長 山下副委員長 加瀬委員 村越委員 (事務局) 渡邊副市長 大野財務部長 小見工事検査監 契約検査課 諏佐課長 桜井工事監理担当課長 佐藤課長補佐 大平係長 於島主査 木村主査 須佐主事
5 欠席者名	茂澤委員
6 議題	(1) 正副委員長の互選 (2) 会議の進め方について (3) 長岡市の入札・契約制度の概要、運用状況等について (4) 今後の取扱いについて
7 審議結果の概要	(1) 正副委員長の互選について 委員長は細貝委員、副委員長は山下委員に決定 (2) 会議の進め方について 資料No.1、資料No.2について説明 (3) 長岡市の入札・契約制度の概要、運用状況等について 資料No.3、資料No.4について説明 (4) 今後の取扱いについて 資料No.5、資料No.6について説明

8 審議の内容	
	3 議題 (1) 正副委員長の互選 (2) 会議の進め方について 資料No. 1 「長岡市入札監視委員会設置要領」 資料No. 2 「会議の公開、会議議事録作成の方針」 〈質疑応答〉
委員	会議の内容について非公開にする場合もあるとのことだが、市民から情報公開請求があった場合はどうか。
事務局	請求があったら個々に判断したい。
委員	誰が発言したということも、同じように検討して回答するのか。
事務局	活発で自由な意見をいただくために、請求があっても発言者の名前は公開しない。
	(3) 長岡市の入札・契約制度の概要、運用状況等について 資料 No. 3 長岡市の入札・契約制度の概要 資料 No. 4 公共工事契約状況 (R5、R6 上半期) 〈質疑応答〉
委員	資料 No. 3 の 5 ページの変動型最低制限価格について、試行とあるがいつからいつまでという決まりはあるか。
事務局	この制度を始めたのが令和 2 年 1 月で、試行という形で開始しているが、いつまでとするかについては今後検討していく。
委員	変動型最低制限価格制度が試行となると、制度の運用の評価など、説明の機会は今後あるのか。
事務局	今後の入札制度に関わることなので、今後の会議で意見をいただくことになる。

委員	資料No.3の3（4）の総合評価方式の中の社会貢献度について、もう少し教えてほしい。
事務局	総合評価方式は、価格だけではなく、業者の技術力や社会貢献度も評価するもの。市と災害協定を結んでいるとか、社会貢献の例として市の消防団組織に協力しているなど、条件を設定して個別の工事ごとに社会貢献度を評価するための指標を設定している。
委員	公共工事は、設計（委託）と施工（工事）に分かれていると思う。これまでの話は施工（工事）のみの話だと思うが、設計等については対象としないのか。
事務局	設計（委託）の入札も行っているが、今回の委員会で議論いただくのは主に施工（工事）のみを対象と考えている。今後、会議を進める中で、そちらも議論をしようということになれば、対象とすることも考えられる。
	（4） 今後の取扱いについて 資料 No. 5 最近の課題事項、事例について 〈質疑応答〉
委員	事例1、事例2ともに、随意契約で協議決定となり、予定価格に近い金額で決定しているが、これは価格自体をねぎるのか、それとも施工の内容等を変えて金額を調整しているのか。
事務局	工事の設計内容、施工の内容については変更しない。相手方の方でこの金額までは下げられるといった金額を提示してもらい、折り合いがつけば契約に至るし、つかなければ協議不成立となる。
委員	事例③について、下限価格が35,073,000円だが、最低制限価格を決める際は、平均と下限価格の中間となると、1番から15番までの入札価格の平均と下限価格の中間ということでよいのか。
事務局	変動型の最低制限価格の計算方法は2つあり、有効入札の平均をと

	る場合と、有効入札を金額で並べた時の中央値を採用する方法がある。一般競争入札で有効入札数が 6 者以上あった場合は、平均ではなく中央値を採用することとしているので、この案件は中央値を採用している。17 番が下限価格未満で失格、27 番が辞退、16 番が予定価格以上で失格、それを除いた 24 者で最低制限価格を計算する。
委員	最低制限価格未満も中央値の計算の中に含めるのか。
事務局	含める。中央値の計算の結果、最低制限価格未満となる。
委員	事例③はどの企業が落札者で、その理由は何か。
事務局	落札者は 1 番。予定価格以下であり、最低制限価格以上である業者が落札者となる。
委員	入札調書は、後日公表されるのか。
事務局	様式は資料とは違うが、透明性を図るため、市のホームページに業者名も入れて入札結果を公表している。
委員	寺泊中学校の事例①は 1 回目に応札がなくもう一回入札している。事例②は再入札があるが、その違いは何か。
事務局	一般競争入札は、開札で入札参加者が入れた札が予定価格より高く、落札者が決定できなかった場合、翌日に再入札を行っている。さらに、翌日の再入札金額が予定価格よりもまだ高かったので、再入札を打ち切り、この入札は終了した。翌月にもう一度、入札公告をやり直し、再度入札を行った。
委員	再度入札の時には何が変わるのか。
事務局	設計書を精査し、予定価格を変えている。それでも入札の際に入札額が予定価格を超えたため、翌日に再入札をした。再入札では予定価格以上だったが、予定価格の 110%以内だったため、規定に基づき随意契約の協議を行った。その結果、予定価格を若干下回る金額の提示が

	あったため協議決定となった。
委員	随意契約協議が決裂したら、どうなるか。
事務局	その場合は、この再度入札の一連の手続きも終わりとなる。もう一度入札を行う方法もあるが、発注時期がだいぶ遅くなるため、同種工事の実績のある業者を探して随意契約を行うことになる。それでもダメならその繰り返しとなる。
委員	どうやって業者を探しているのか。
事務局	難しいところだが、似たような工事を何回も受注しているような業者を個別に当たるしかない。
委員	資料の説明で、特命随意契約は、特に選定の理由が明確でなければならないというが、選定理由をきちんと整理しているのか。
事務局	特命随意契約というのはエレベーターの改修工事など、特定の業者しか工事が出来ないような時に行っている。メーカーに直結した事業者でないと修理出来ない、機能保証が出来ないということもあるため、そのような案件は特命随意契約で行う。今回の事例で説明したものは、「2 回入札をやっても入札者が決まらない場合に随意契約ができる」という運用の中でやっている。
委員	8 ページ目、9 ページ目の事例③の左側に総合評点とあるが、社会貢献度などを点数化したものか。
事務局	入札調書の総合評点は入札参加申請時の格付け等級点数にも関わる経審（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を元にした数値であり、評点が落札結果に影響するものではない。
委員	地元の業者に受注してもらうことを基本のルールにしているということだが、この越路の道路工事の場合は越路の業者なのか。
事務局	安全安心工事は、地元業者にやってもらうと説明したが、2 千万円以下の工事が対象になる。本件の道路工事は 38,970,000 円の工事になる

	ので安全安心工事には該当しない。この場合は参加要件を市内に本社を有する業者として制限をかけている。
委員	これが何億円とかになって全国規模工事ということになれば、参加要件も塗り替わっていくのか。
事務局	全国規模というのはまれで、出来るだけ市内、広げても県内というように参加業者を確保するようにしている。
委員	入札監視の中には、特命随意契約とか随意契約の経過の合理性というところも監視の対象となるのか。
事務局	対象と考えている。その業者を選定したのが適正だったのか意見を言っていただく。
資料 No. 6 個別審査案件の抽出方法について 〈質疑応答〉	
委員	資料の「建設工事契約案件一覧表」は既に公表されているものか。
事務局	ホームページ上で公開している。 配布した資料は項目が少ないため、今後、委員の皆様から案件抽出をしてもらう際には、もう少し詳細な資料を提示する予定。その場合は取り扱い注意とする可能性がある。
委員	抽出件数について、随意契約（不落随契を含む）から1件程度となっているが、随意契約には不調に伴う随意契約と普通の随意契約の2パターンがあるため、随契から2件選んだ方が良いのではないか。
事務局	目安として、一般4件、指名4件、随契2件と定めて、その中で前後するのはどうか。
委員	その都度、会議の中で意見をお伝えするということによいか。抽出を何回かしたら、委員が案件を選ぶという説明があったが、どのように選ぶのか。

事務局	資料を作る時間が必要なので、委員会の 1 か月前までに案件を決めるために、さらにその 1 か月前までに該当の案件一覧表を絞っていくようなイメージでお願いしたい。
委員	今回はこういった特徴がある中で、こういう観点で選んで欲しいといったような一定の抽出基準はもらえるのか。
事務局	テーマを持って選ぶのも一つの方法。事務局の方で今回こういうテーマでとお願いすることもあるかもしれないが、委員の皆様の判断で選んでもいい。その中で資料No.6 に記載してある特徴があるような視点で選ぶのも良いと思う。
委員	資料No.6 の 2 の抽出条件にある、一般競争入札になる 1.5 億円以上の案件は結構あるのか。
事務局	議会議決が必要な案件は、年によって違うが年間 10～20 件程度で、傾向としては年度の前半に大型案件は発注している。
委員	年度の初めで、第 1 四半期に 1.5 億円以上の案件が沢山あった場合は、その回は金額の大きいものに注目するのはありか。例えば一般競争入札の 5 件をすべて議会案件にするとか。それとも一般競争入札の中でも大型と中型、2 千万円を少し超えた案件という風にバランスを取っていった方がよいのか。
事務局	その都度相談させていただく。
委員	入札監視委員会の定足数は定められているのか。
事務局	要領には明記してないが、過半数の出席を持って委員会を開催させていただきたい。3 人以上で成立とする。
9 会議資料	別添のとおり